

アリスサポ ート株式会社	東京都渋谷区本 町一丁目四の一	訪問介護	アリスサポ ート十和田	十和田市穂並町 一六の四六	平成 二五・七一
-----------------	--------------------	------	----------------	------------------	-------------

青森県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
有限会社 オフィストマベチ	十和田市西二丁目三番町三七の二	訪問介護	ヘルパーズ オンあさひ	十和田市西二丁目三番町三七の二	平成 二五・五一 二五・五二〇	平成 二五・五二〇
中部上北広域事業組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	通所介護	公立デイサービスセンター 松風荘	上北郡東北町字乙供一二三三	二五・四・三〇	二五・五・三
有限会社 ラメソ ンリ	八戸市江陽二丁目一の三三三	特定福祉用具販売	指定福祉用具販売所	八戸市南郷区大字島守米野二一の	二五・五・二〇	二五・六・二五
中部上北広域事業組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	短期生活介護	松風荘 短期生活介護事業所	上北郡東北町字乙供一二三三	"	"

青森県告示第五百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、次の指

定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
中部上北広域事業組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	公立東北在宅介護センター	上北郡東北町字乙供一二三三	平成 二五・四・三〇	平成 二五・五・三

青森県告示第五百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により次の指定介護老人福祉施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第九十三条第二号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	届出の年月日	辞退の年月日
中部上北広域事業組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	特別養護老人ホーム 松風荘	上北郡東北町字乙供一二三三	平成 二五・四・三〇	平成 二五・五・三

青森県告示第五百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十一号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称 又は 名	主たる事務所の所在地又は住所		介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一			

青森県告示第五百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十一号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称 又は 名	主たる事務所の所在地又は住所		介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	届出年月日	廃止年月日
	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一				

中部上北広域事業組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	介護予防生活介護	松風荘短期入所介護事業	上北郡東北町字乙供一二三三	"	"
ラメソノリ株式会社	八戸市江陽二丁目一〇の三三	特定予防介護施設	指定福祉用具販売所	八戸市南郷区大字島守米野二一の	二五・五二〇	二五・六二五

青森県告示第五百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	平成二五・七一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	"
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	"

青森県告示第五百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
アポテック柏崎店	八戸市柏崎三丁目七の七七	平成二五・四・一
訪問看護ステーションなごみ	平川市柏木町藤山三四の二三	平成二五・六・一
なかよし調剤薬局松原店	弘前市大字松原東二丁目五の二六	"
弘前駅前メンタルクリニック	弘前市大字駅前町六の一	"
なかよし調剤薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町六の一	"

青森県告示第五百三十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	二	上北郡横浜町	平成二五・六・二

青森県告示第五百三十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五〇 登 佐京	階上区域 階上漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまだら底はえなわ漁業
三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の五七 西村 松蔵		

青森県告示第五百三十九号

平成二十年四月一日青森県告示第百九十五号(使用の許可に係る漁港施設の指定)をもって指定した青森県漁港管理条例(昭和三十八年十月青森県条例第五十七号)第九条第一項第一号に規定する指定施設を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、平成二十五年六月二十六日から施行する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表正津川漁港の項を削る。
別図二十二を削る。

青森県告示第五百四十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十六条の五第二項の規定により、宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行わせることとした財団法人不動産適正取引推進機構から次のとおり名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

財団法人不動産適正取引推進機構	変更前	一般財団法人不動産適正取引推進機構	変更の年月日
			平成二十五年六月二十六日

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年四月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人クローバーズ・ネット
- 三 代表者の氏名
細越 健太郎
- 四 主たる事務所の所在地
仙台市青葉区北根黒松二の一〇
- 五 定款に記載された目的
この法人は、少しでも多くの人に人生を楽しく健康に過ごして頂くために、スポーツの振興、各種福祉活動を通して、地域住民を中心とした人々の生きがい作りに寄与することを目的とする。

平成二十四年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成二十四年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
 - 1 事前協議 三百七十件
 - 2 協議内容の変更の協議 三十六件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	五、〇〇九トン
汚泥	二四、九四四トン
廃油	五七三トン
廃酸	二、〇一トン
廃アルカリ	一、六九〇トン
廃プラスチック類	六、七二八トン
紙くず	〇トン
木くず	七二一トン
繊維くず	九トン

食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	五八トトン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	三二トトン
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	三、四一トトン
鉱さい	九、〇三九トトン
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一九、一七九トトン
動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)	五、五〇五トトン
ばいじん(特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によつて集められたものをいう。以下同じ。)	二二九、七二六トトン
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条第十三号に規定する産業廃棄物	一五トトン
感染性産業廃棄物	一、〇五七トトン
廃石綿等	二〇六トトン
燃え殻及びばいじんの混合物	一八、七八二トトン
汚泥及び廃油の混合物	一、一九一トトン
汚泥、廃油及び金属くずの混合物	二二トトン
汚泥及び廃プラスチック類の混合物	〇トトン
汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	二二トトン
汚泥及び金属くずの混合物	一トトン
汚泥並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	七三トトン
廃酸、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	〇トトン

廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	二七〇トトン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	五、九二六トトン
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	三二二トトン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	四四トトン
廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	二六、一〇六トトン
廃プラスチック類及びガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	九九トトン
金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	三〇トトン
合 計	二六三、五九四トトン

三 協定の締結の件数

三百七十件

四 環境保全協力金の額

千八百九十二万三千九百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費(県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費)
 不法投棄防止対策事業費(不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費)

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、上小国地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十五年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------	---	------------------------------